

組合活動に関する労働協約

国立大学法人広島大学(以下「大学」という。)と広島大学教職員組合(以下「組合」という。)は、組合活動について、次のとおり協約を締結する。

(組合活動の自由の保障)

第1条 大学は、組合に加入している職員(以下「組合員」という。)に対して、組合員であること又は組合活動を行ったことを理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱いを行わない。

(労働時間中の組合活動)

第2条 組合員の組合活動は、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の労働時間内に行うことができる。

- (1) 大学と組合が団体交渉を行うとき。
- (2) 大学と組合が行う会議等に出席するとき。
- (3) その他組合が必要とし、あらかじめ大学が業務に支障がないと認めたとき。その取扱い及び必要な諸手続は、大学と組合が協議の上、別に定める。

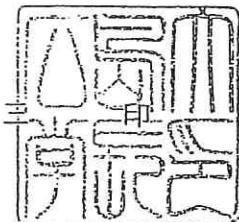
(組合活動中の賃金)

第3条 大学は、組合員が所定労働時間中に前条第1号に定める団体交渉及び第2号に定める会議等に出席したときは、その時間に対する給与を減額しない。

平成18年4月12日

国立大学法人広島大学

学長 牟田泰



広島大学教職員組合

執行委員長 佐藤清隆

